**相続税・贈与税の納税猶予制度について**　2022.2.15更新

租税特別措置法の規定により、相続税や贈与税の納税猶予を受ける特例制度があります。
この特例制度を受ける場合は、税務署への手続きが必要となります。

**農業委員会での手続きについて**

相続税（贈与税）の納税猶予制度の手続きを受ける際には、税務署への添付書類として、農業委員会が発行する**「相続税（贈与税）の納税猶予に関する適格者証明」**が必要となります。
「相続税（贈与税）の納税猶予に関する適格者証明」 の発行につきましては、「証明願」に必要事項を記入、押印の上、必要書類を添付して、農業委員会事務局へ提出してください。

**証明書発行の流れ**

1. 証明願の提出 （毎月10日締め)
2. 農業委員会総会 （受付月の25日前後に開催）
3. 証明書の発行 （農業委員会総会の数日後）

**必要書類**

|  |
| --- |
| 必要書類 |
| **番号** | **必要書類** | **部数** | **備考** |
| 1 | 証明願 | 2 |  |
| 2 | 委任状 | 1 | ※代理人が、申請、補正、証明書の受領をする場合 |
| 3 | 案内図 | 1 |   |
| 4 | 公図（写し） | 1 |  ※区画整理地内の場合、仮換地証明書 |
| 5 | 土地登記簿謄本 | 1 |   |
| 6 | 遺産分割協議書（写し） | 1 |   |
| 7 | 戸籍謄本（戸籍抄本） | 1 | ※贈与税納税猶予の場合 |
|  |  |  |  |

**納税猶予を受ける要件（※一部抜粋）**

**相続税**

1. 贈与者の推定相続人の一人であること
2. 被相続人は、特例農地等で死亡の日まで農業を営んでいた人であること

**贈与税**

1. 贈与者の推定相続人の一人であること
2. 年齢が、18歳以上であること
3. 贈与を受ける日まで、引き続き3年以上の農業従事経験があること
4. 受贈後、速やかに農業経営を行うこと
5. 効率的かつ安定的な農業経営の基準として農林水産大臣が定めるものを満たす農業経営を行っていること

**納税猶予を受ける場合の注意事項（※一部抜粋）**

次のような場合、納税猶予が打ち切られることがあります。

1. 納税猶予を受けている農地などを譲渡や贈与、転用などを行った場合
2. 農業相続人（受贈者）が農業経営を廃止した場合
3. 「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を提出しない場合
4. 任意に納税猶予の適用を取りやめる場合
5. 生産緑地については、買取申し出を行った場合

問い合わせ先

桶川市農業委員会事務局
住所：桶川市泉1丁目3番28号
電話：048-788-4932（直通）
ファックス：048-786-3740